

「新たな都市政策のあり方」についての答申 ～都市と田園地域等が共生するふくしまの都市づくりに向けて～ 《概要版》

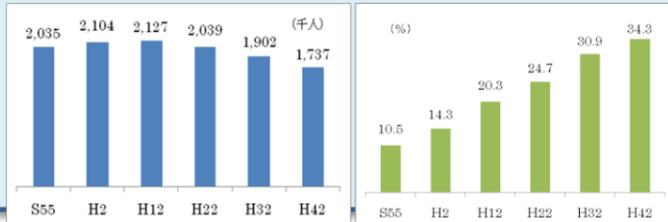
検討の背景

【本県都市の状況】

- 都市計画区域内に県民の88%が居住
- 都市周辺には広大な農村や田園地帯
- 都市機能の郊外立地による都市の拡散
- 生活圈・都市圏の広域化の進行 等

【都市を取り巻く動向】

- 超高齢社会・人口減少社会の到来
- 地球環境問題の深刻化・関心の高まり
- 社会資本整備に対する財政的制約
- 地方分権・市町村合併の進展
- 都市計画法等の改正 (H18改正) 等



基本的考え方

【視点1】都市づくりの大きな視点

- 人口減少時代の持続可能な都市づくり
- 都市づくりの理念・ビジョンの提示と共有

【視点2】地域特性に対応する視点

- 多様な地域特性を活かした都市づくり
- 地域の実状に応じた個性と魅力の創出

【視点3】都市づくりを具体的に進める視点

- 都市づくりを円滑に進める環境づくり
- 県民参加の推進と制度運用のしくみ構築

1. 新しい時代に対応した都市をつくる

2. 個性と魅力ある美しい都市をつくる

3. 都市づくりを進める環境をつくる

<基本理念>
都市と田園地域等の共生

1 新しい時代に対応した都市政策の提言

「新しい時代に対応したふくしまの都市づくり」に向けて ～新しい時代に対応した都市づくりのビジョン～

都市づくりの3つの柱

(1) 都市と田園地域等の共生

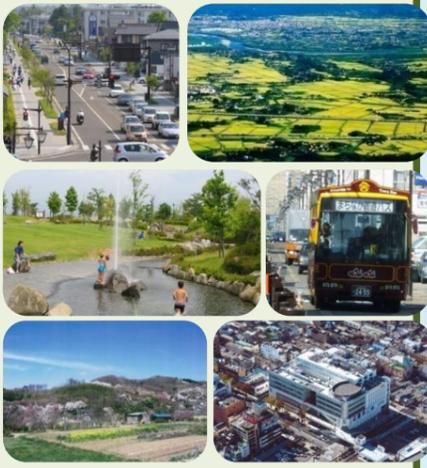
- 都市・田園・中山間地域等がともに豊かさを実感できる都市づくり
- 田園地域等の保全、多様な主体の協働を重視した都市づくり
- 地域毎のきめ細かな土地利用誘導を実現するルールの構築

(2) 地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

- 都市の形態や地域特性に応じたコンパクトな都市づくり
- まちの賑わいと活力を創出する都市の生活環境づくり
- 県民意識の醸成と、公民連携、都市間連携の推進

(3) 「ひと」・「まち」・「くるま」の共生

- ひとが優先・重視され、まちの魅力を体感できる都市づくり
- 誰もが安全に、安心して生活できるまちづくり
- くるま社会と共生するヒューマンスケールのまちづくり



「個性と魅力ある美しい都市づくり」に向けて ～多様性に富むふくしまの方向性～

(1) 地域特性の積極的活用

- 地域特性・地域資源の活用
- 都市関係分野との連携・協働

(2) 都市計画区域の見直し

- 都市圏域の実態等の検証
- 都市計画区域外への対応

(3) 都市の生活基盤を整備

- 効果的な都市基盤の整備
- 地域課題対応と公民の連携



2 都市計画区域再編の方向を具体的に提言

「ふくしまの都市づくりを進める環境づくり」に向けて ～都市計画運用の方向性～

(1) 県民参加の裾野の拡大

- 県民理解、意識・関心の向上
- 県民が参加しやすい環境形成

(2) 都市計画運用の円滑化

- 市町村への支援と連携・協働
- 都市計画運用のルールづくり

(3) 広域的調整機能の拡充

- 県による広域調整の方向性
- 手続きの確立と実効性確保



3 県による広域調整の方向を具体的に提言

「新たな都市政策のあり方」についての答申 ～都市と田園地域等が共生するふくしまの都市づくりに向けて～ 《概要版》

2 市町村合併及び生活圏等の広域化に伴う都市計画区域の再編等のあり方

【背景】

- 市町村合併の進行（行政区域の拡大）
- モーリゼーションの進展
- 都市圏域等の拡大 等

- 現在指定されている都市計画区域との不整合
- 県の広域的なマスタープランと、市町村の即地的なマスタープランの関係性の不整合 等

都市計画区域の見直し・再編

(1) 基本的考え方

- ①都市計画区域指定の方向……7生活圏と都市圏域拡大等に対応した広域的視点からの指定
都市的土地利用が見込めない地域は適時適切に見直し
- ②区域区分（線引き）……線引き都市計画区域を維持し良好な整備、開発、保全を推進
- ③県と市町村との協議……都市計画の運用主体となる市町村と県との十分な協議と調整
都市計画の変更については十分な検証と第三者意見の反映
- ④広域的視点からの再編等……都市計画区域外を含め広域的かつ総合的な土地利用を検討
- ⑤関係法令等との整合……土地利用関係法令等との十分な調整と一体性・整合性の確保

(2) 都市計画区域再編等の方向

① 一自治体内の複数区域・飛び地となる区域

- 一自治体一区域とし都市のつながり確保
- 地域の特性や実状等には柔軟に対応

② 線引き都市計画区域

- 県北・県中・いわき・会津で線引きを維持
- 小規模な町では必要に応じ見直しを検討

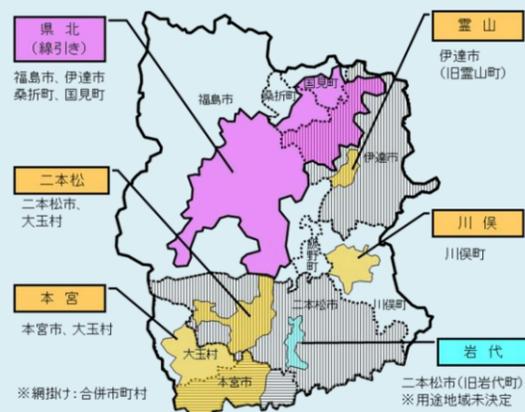
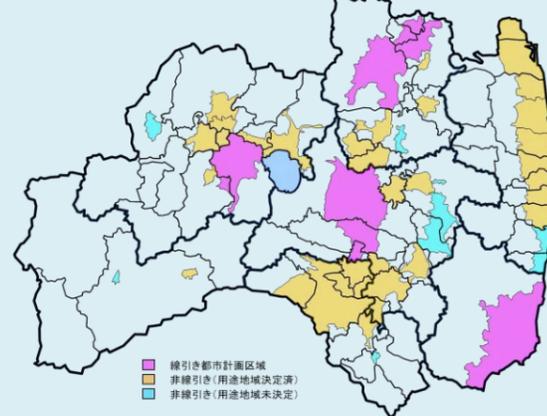
③ 生活圏・都市圏と不整合となる都市計画区域

- 一体的に整備、開発、保全する広がり確保
- 生活圏内で連担する非線引き区域の一体化

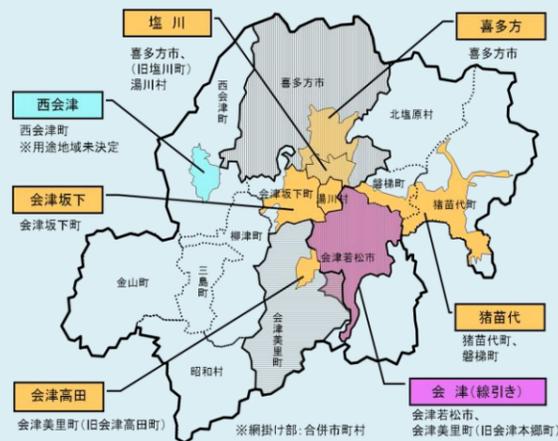
④ 都市計画区域外への対応

- 必要に応じた準都市計画区域の指定

【福島県の都市計画区域】
(全33区域・うち線引き4)



【県北地方の例】



【会津地方の例】

3 市町村決定の都市計画に係る福島県知事の同意基準等のあり方

【背景】

- 生活圏・都市圏域の拡大→都市計画影響範囲の拡大
- 都市機能の拡散→都市の構造、インフラへの影響増大→大規模集客施設の立地を規制する都市計画法の改正→円滑な都市計画運用、広域調整等へのニーズの高まり

都市計画決定に係る県による広域的な調整

(1) 基本的考え方

- ①協議・同意ルール明確化……県による広域調整の円滑化に向けたルールの構築
- ②公平性・透明性の確保……ルールの策定・運用における公平性・透明性の確保
より多くの関係者意見を反映可能なしくみの構築
- ③市町村との協議……地域の実状等に精通する市町村と十分協議・調整
- ④実効性の確保……出来るだけ早い段階からの広域調整の実施
- ⑤関係法令等との整合……県の施策や都市計画関係法令等との整合性の確保

(2) 広域調整の基準等の方向

① 対象となる都市計画

- ①大規模集客施設の立地を可能とするもの
- ②広域的影響を持つ都市施設等に係るもの

② 対象となる市町村の範囲

- ①隣接する市町村
- ②同一都市計画区域内の市町村
- ③協議により必要性が確認された市町村

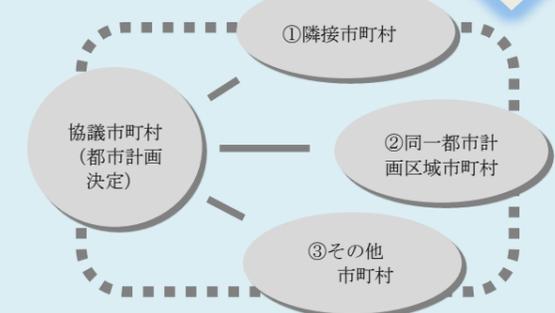
③ 関係市町村からの意見聴取

- ①自らの都市計画・まちづくりが受ける影響
- ②協議市町村に求めようとする改善の内容

④ 広域調整(県の判断)の視点

- ①県の都市計画との適合
- ②県の広域的なまちづくり施策等との整合
- ③都市計画が広域的に及ぼす影響
- ④周辺市町村等から提出された意見内容

【広域調整の対象範囲】



⑤ 広域調整の手続き

- ①公平性・透明性の確保
- ②情報提供の充実と説明責任の履行
- ③関係者意見等の反映

⑥ 広域調整ルールの準用

- ①都市計画マスタープラン策定段階からの広域調整の実施

【県による広域調整のスキーム】

